

表 251 食品等の官能検査（保健所及び食品専門監視担当）

	検査した検体数 (実数)	違反した検体数 (実数)	違反理由	
			第19条第2項	その他
魚介類	8,011	10	7	3
冷凍食品 {	無加熱摂取冷凍食品	432	-	-
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1,145	-	-
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	1,175	1	1
	生食用冷凍鮮魚介類	439	-	-
	魚介類加工品（びん・かん詰を除く）	4,429	8	6
	肉卵類及びその加工品（〃）	8,747	18	17
	乳、乳製品及び乳類加工品	6,477	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	1,937	1	1
	穀類及びその加工品（びん・かん詰を除く）	4,426	34	34
	豆類及びその加工品（〃）	2,657	3	3
野菜類・果物及びその加工品（〃）	10,616	17	17	
菓子類	11,233	73	73	
清涼飲料水	3,961	1	1	
酒類	1,424	-	-	
氷雪	63	-	-	
水	316	-	-	
かん詰びん詰食品	2,461	9	9	
その他の食品	6,587	29	28	
添加物及びその製剤	972	1	1	
器具及び容器包装	1,219	-	-	
おもちゃ	469	-	-	
総数	79,196	205	198	7

資料：健康危機管理担当